

3ユニットの認知症グループホームの夜勤職員体制の緩和

- 認知症グループホームの夜勤職員体制（現行1ユニット1人以上）について、利用者の安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合に一定の要件の下、例外的に夜勤2人以上の配置を選択することを可能とする。【省令改正】  
併せて、3ユニット2人夜勤の配置にする場合の報酬を設定する。【告示改正】

認知症グループホーム

【基準】

<現行>

- 1ユニットごとに1人
- ・1ユニット：1人夜勤
- ・2ユニット：2人夜勤
- ・3ユニット：3人夜勤

<改定後>

- 1ユニットごとに1人
- ・1ユニット：1人夜勤
- ・2ユニット：2人夜勤
- ・3ユニット：3人夜勤

ただし、利用者の安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できるとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。（追加）

【報酬】

なし

3ユニット、かつ、夜勤職員を2人以上3人未満に緩和する場合（新設）  
別途の報酬を設定

外部評価に係る運営推進会議の活用

- 認知症グループホームの「第三者による外部評価」について、自己評価を運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該仕組みと既存の外部評価によるいずれかから受けることとする。【省令改正】

4. (3) 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

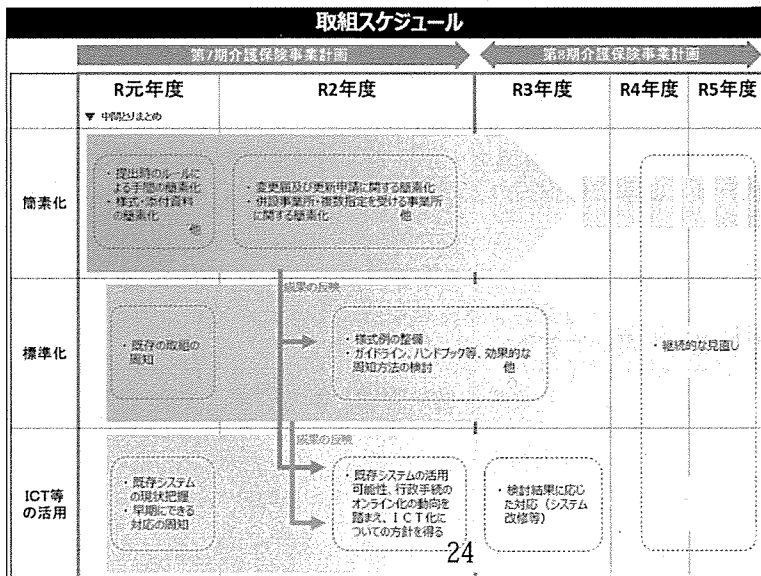
署名・押印の見直し、電磁的記録による保存等【全サービス】

- 利用者等への説明・同意について、電磁的な対応を原則認める。署名・押印を求めないことが可能であることや代替手段を明示する。【省令改正】
- 諸記録の保存・交付等について、電磁的な対応を原則認める。【省令改正】

運営規程の掲示の柔軟化【全サービス】

- 運営規程等の重要事項の掲示について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くことを可能とする。【省令改正】

(参考) 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会での文書負担軽減に関する取組



## 5. 制度の安定性・持続可能性の確保

### ■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

#### (1) 評価の適正化・重点化

- 通所系、多機能系サービスについて、利用者の公平性の観点から、同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の見直しを行う。
- 夜間対応型訪問介護について、月に一度も訪問サービスを受けていない利用者が存在するなどの実態を踏まえて、定額オペレーションサービス部分の評価の適正化を行う。
- 訪問看護及び介護予防訪問看護について、機能強化を図る観点から、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるサービス提供に係る評価や提供回数等の見直しを行う。
- 介護予防サービスにおけるリハビリテーションについて、長期利用の場合の評価の見直しを行う。
- 居宅療養管理指導について、サービス提供の状況や移動・滞在時間等の効率性を勘案し、単一建物居住者の人数に応じた評価の見直しを行う。
- 介護療養型医療施設について、令和5年度末の廃止期限までに介護医療院への移行等を進める観点から、基本報酬の見直しを行う。
- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。（※1年の経過措置期間を設ける）
- 生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランについて、事務負担にも配慮して、検証の仕方や届出頻度の見直しを行う。区分支給限度基準額の利用割合が高く訪問介護が大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を対象とした点検・検証の仕組みを導入する。
- サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、事業所指定の際の条件付け（利用者の一定割合以上を併設集合住宅以外の利用者とする等）や家賃・ケアプランの確認などを通じて、自治体による更なる指導の徹底を図る。

#### (2) 報酬体系の簡素化

- 療養通所介護について、中重度の要介護者の状態にあわせた柔軟なサービス提供を図る観点から、日単位報酬体系から、月単位包括報酬とする。
- リハサービスのリハマネ加算（Ⅰ）、施設系サービスの口腔衛生管理体制加算、栄養マネジメント加算について廃止し、基本報酬で評価する。処遇改善加算（Ⅳ）（Ⅴ）、移行定着支援加算（介護医療院）を廃止する。個別機能訓練加算（通所介護）について体系整理を行う。（再掲）

## 6. その他の事項

- 介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応（リスクマネジメント）を推進する観点から、事故報告様式を作成・周知する。施設系サービスにおいて、安全対策担当者を定めることを義務づける（※）。事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する（※）。組織的な安全対策体制の整備を新たに評価する。（※6月の経過措置期間を設ける）
- 障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。（※3年の経過措置期間を設ける）
- 介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。

44

## 5. (1) 評価の適正化・重点化（その1）

### 区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し

- 通所系、多機能系サービスについて、利用者の公平性の観点から、同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の見直しを行う。【告示改正】

#### 通所系サービス、多機能系サービス

- 訪問系サービスの同一建物減算に関する取扱いを参考に、以下の対応を行う。
  - <同一建物減算等>
    - ・ 通所系サービス、多機能系サービスの、同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理については、当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、減算の適用前（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）の単位数を用いることとする。
  - <規模別の基本報酬>
    - ・ 通所介護、通所リハビリテーションの、大規模型を利用する者の区分支給限度基準額の管理については、通常規模型を利用する者との公平性の観点から、通常規模型の単位数を用いることとする。

(参考)【平成30年度介護報酬改定】集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等

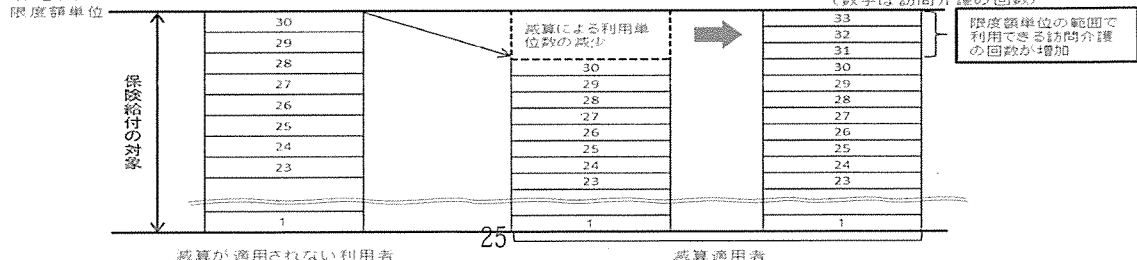
- 集合住宅居住者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

(参考) 有料老人ホーム等の入居者が利用する訪問介護に係る介護給付費の算定について（抜粋）  
（平成29年10月19日付 会計検査院による意見表示）

<会計検査院が表示する意見（抜粋）>

- 介護給付費の算定に当たり、限度額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにするために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずることのないようにするための措置を講ずるよう意見を表示する。

<概念図>



45

## 5. (1) 評価の適正化・重点化 (その2)

### 夜間対応型訪問介護の基本報酬

- 夜間対応型訪問介護について、月に一度も訪問サービスを受けていない利用者が存在するなどの実態を踏まえて、定額オペレーションサービス部分の評価の適正化を行う。【告示改正】

### 夜間対応型訪問介護

< 現行 >

夜間対応型訪問介護(1)【定額】+【出来高】  
基本夜間対応型訪問介護費【定額】  
(オペレーションサービス部分) → 見直し

### 訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し

- 訪問看護及び介護予防訪問看護について、機能強化を図る観点から、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるサービス提供に係る評価や提供回数等の見直しを行う。【告示改正】

### 訪問看護、介護予防訪問看護

【報酬】	< 現行 >	< 改定後 >
< 訪問看護 > 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問	297単位/回	→ <u>293単位/回</u>
< 介護予防訪問看護 > 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問	287単位/回	→ <u>283単位/回</u>
理学療法士等が1日に2回を超えて 指定介護予防訪問看護を行った場合	1回につき100分の90に 相当する単位数を算定	→ 1回につき <u>100分の50</u> に 相当する単位数を算定

理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は、  
1回につき5単位を減算する(新設)

#### 【算定要件】

- ・理学療法士等が行う訪問看護については、その実施した内容を訪問看護報告書に添付することとする。
- ・対象者の範囲について、理学療法士等が行う訪問看護については、訪問リハビリテーションと同様に「通所リハのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合」を追加する。

46

## 5. (1) 評価の適正化・重点化 (その3)

### 長期間利用の介護予防リハの評価の見直し

- 介護予防サービスにおけるリハビリテーションについて、長期利用の場合の評価の見直しを行う。【告示改正】

### 介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

#### 【介護予防訪問リハビリテーション】

利用開始日の属する月から12月超 5単位/回減算(新設)

#### 【介護予防通所リハビリテーション】

利用開始日の属する月から12月超 要支援1の場合 20単位/月減算(新設)  
要支援2の場合 40単位/月減算(新設)

### 居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し

- 居宅療養管理指導について、サービス提供の状況や移動・滞在時間等の効率性を勘案し、単一建物居住者の人数に応じた評価の見直しを行う。【告示改正】

### 居宅療養管理指導

(例) 薬局の薬剤師が行う場合	< 現行 >	< 改定後 >
単一建物居住者が1人	509単位/回	→ <u>517単位/回</u>
単一建物居住者が2~9人	377単位/回	→ <u>378単位/回</u>
単一建物居住者が10人以上	345単位/回	→ <u>341単位/回</u>

### 介護療養型医療施設の基本報酬の見直し

- 介護療養型医療施設について、令和5年度末の廃止期限までに介護医療院への移行等を進める観点から、基本報酬の見直しを行う。【告示改正】

### 介護療養型医療施設

(例) 基本報酬(療養型介護療養施設サービス費) (多床室、看護6:1・介護4:1、療養機能強化型Aの場合)	< 現行 >	< 改定後 >
要介護4	1,225 単位/26日	→ <u>1,117単位/日</u>
要介護5	1,315 単位/日	→ <u>1,198単位/日</u>

47

## 5. (1) 評価の適正化・重点化 (その4)

### 介護職員処遇改善加算 (IV) (V) の廃止

- 介護職員処遇改善加算 (IV) 及び (V) について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。  
【告示改正】  
(※令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設ける)

#### 処遇改善加算の対象サービス

処遇改善加算の区分  取得要件  取得率	加算 (I) 月額3.7万円相当 ↑ H29年度 + 1万円相当	加算 (II) 月額2.7万円相当 ↑ H27年度 + 1.2万円相当	加算 (III) 月額1.5万円相当	加算 (IV) 加算 (III) × 0.9 廃止	加算 (V) 加算 (III) × 0.8 廃止
	キャリアパス要件				
	①+②+③	①+②	① or ②	① or ②	いずれも満たさない
	職場環境等要件				
	79.5%	7.2%	5.4%	0.2%	0.3%

- <キャリアパス要件> ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。
- ① 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
  - ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
  - ③ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
- <職場環境等要件>
- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

43

## 5. (1) 評価の適正化・重点化 (その5)

### 生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

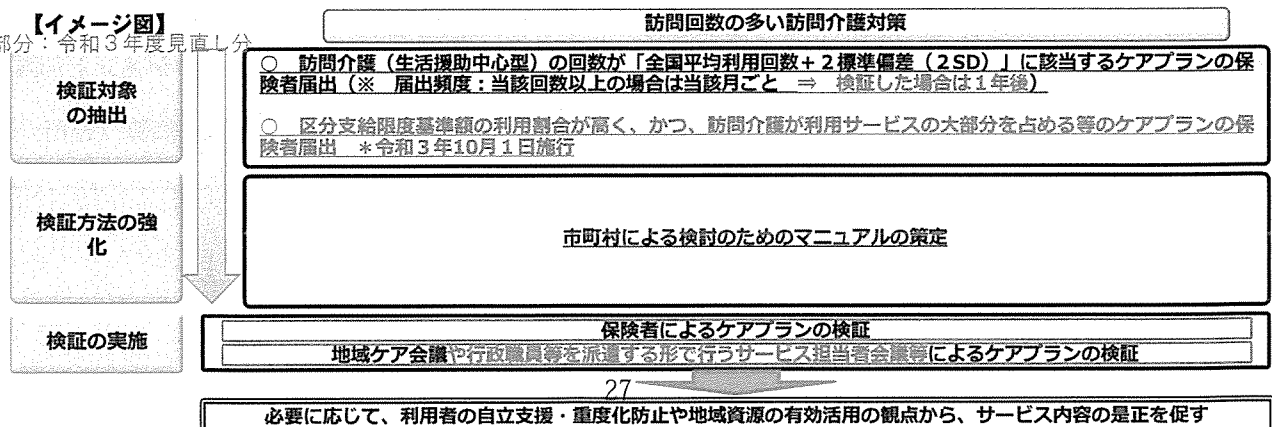
- 生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランについて、事務負担にも配慮して、検証の仕方や届出頻度の見直しを行う。区分支給限度基準額の利用割合が高く訪問介護が大部分を占めるケアプランを作成する居宅介護支援事業者を対象とした点検・検証の仕組みを導入する。【省令改正、通知改正】

#### 居宅介護支援

- 平成30年度介護報酬改定において導入された生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランの検証の仕組みについて、実施の状況や効果を踏まえて、ケアマネジャーや市町村の事務負担にも配慮して、届出のあったケアプランの検証や届出頻度について、以下の見直しを行う。【通知改正】
  - ・ 検証の仕方について、地域ケア会議のみならず、行政職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での対応を可能とする
  - ・ 届出頻度について、検証したケアプランの次回の届出は1年後とする
- より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限につながらない仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランを作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。【省令改正】 (※効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行)

#### 【イメージ図】

※赤字部分：令和3年度見直し分



49

## 5. (1) 評価の適正化・重点化 (その6)

### サ高住等における適正なサービス提供の確保

- サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、事業所指定の際の条件付け（利用者の一定割合以上を併設集合住宅以外の利用者とする等）や家賃・ケアプランの確認などを通じて、自治体による更なる指導の徹底を図る。【省令改正、通知改正】

### 訪問系サービス（定期巡回を除く）、通所系サービス（地密通所介護、認デイを除く）、福祉用具貸与

- 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。【省令改正】
- 事業所を市町村等が指定する際に、例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付することは差し支えないことを明確化する。【通知改正】

### 居宅介護支援

- 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行う。（※効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行）
- サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかなどケアの質の確保の観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。

50

## 5. (2) 報酬体系の簡素化

### 月額報酬化

- 療養通所介護について、中重度の要介護者の状態にあわせた柔軟なサービス提供を図る観点から、日単位報酬体系から、月単位包括報酬とする。【告示改正】

### 療養通所介護

<現行>	<改定後>
3時間以上6時間未満/回 1,012単位	12,691単位/月 ※入浴介助を行わない場合は、所定単位数の95/100、 サービス提供量が過少（月4回以下）の場合は、70/100を算定
6時間以上8時間未満/回 1,519単位	

(※) 個別送迎体制強化加算及び入浴介助体制強化加算は廃止

### 加算の整理統合（リハ、口腔、栄養等）

- リハサービスのリハマネ加算（Ⅰ）、施設系サービスの口腔衛生管理体制加算、栄養マネジメント加算について廃止し、基本報酬で評価する。  
処遇改善加算（Ⅳ）（Ⅴ）、移行定着支援加算（介護医療院）を廃止する。個別機能訓練加算（通所介護）について体系整理を行う。

28

51

## 6. その他の事項（その1）

### 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

- 介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応（リスクマネジメント）を推進する観点から、事故報告様式を作成・周知する。施設系サービスにおいて、安全対策担当者を定めることを義務づける（※）。事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する（※）。組織的な安全対策体制の整備を新たに評価する。（※6月の経過措置期間を設ける）

### 施設系サービス

#### 【基準】【省令改正】

事故の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

#### <現行>

- イ 事故発生防止のための指針の整備
- ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
- ハ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施

#### <改定後>

イ～ハ（変更なし）

ニ イからハの措置を適切に実施するための担当者設置  
（※6月の経過措置期間を設ける）  
（追加）

#### 【報酬】【告示改正】

安全管理体制未実施減算 5単位/日（新設）（※6月の経過措置期間を設ける）

（算定要件）運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合。

安全対策体制加算 20単位（新設）※入所時に1回に限り算定可能

（算定要件）外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

（※）将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資するため、国で報告様式を作成し周知する。

### 高齢者虐待防止の推進【全サービス】

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。【省令改正】  
（※3年の経過措置期間を設ける）

52

## 6. その他の事項（その2）

### 基準費用額（食費）の見直し

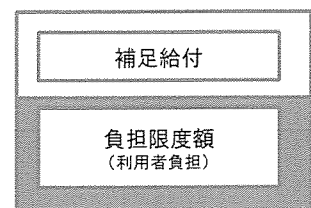
- 介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。【告示改正】

### 施設系サービス、短期入所系サービス

基準費用額（食費） 1,392円/日（現行） → 1,445円/日（+53円）（改定後） ※令和3年8月施行

《参考：現行の仕組み》

※利用者負担段階については、令和3年8月から見直し予定



基準額  
⇒食費・居住費の提供に必要な額  
補足給付  
⇒基準費用額から負担限度額を除いた額

基準費用額

負担軽減の対象となる者

利用者負担段階	主な対象者
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者

※ 非課税年金も含む。

《参考：現行の基準費用額(食費のみ)》

	基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額))		
		第1段階	第2段階	第3段階
食費	1,392円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)



# 基本報酬の見直し

## 基本報酬の見直し

- 改定率については、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、全体で+0.70%（うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、0.05%（令和3年9月末まで））。これを踏まえて、
  - ・ 全てのサービスの基本報酬を引き上げる
    - ※ 別途の観点から適正化を行った結果、引き下げとなっているものもある
  - ・ 全てのサービスについて、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする【告示改正】

### 令和3年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和2年12月17日）（抄）

令和3年度介護報酬改定については、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、改定率は全体で+0.70%とする。給付の適正化を行う一方で、感染症等への対応力強化やICT化の促進を行うなどメリハリのある対応を行うとともに、次のとおり対応する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、令和3年9月末までの間、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、上記+0.70%のうち+0.05%相当分を確保する。同年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としつつ、感染状況や地域における介護の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応する。
- ・ 介護職員の処遇改善に向け、令和元年10月に導入した特定処遇改善加算の取得率が6割に留まっていることを踏まえ、取得拡大の方策を推進するとともに、今回の改定による効果を活用する。特定処遇改善加算や今回の改定の効果が、介護職員の処遇改善に与える影響について実態を把握し、それを踏まえ、処遇改善の在り方について検討する。

54

## 介護報酬改定の改定率について

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成15年度改定	○ 自立支援の観点に立った居宅介護支援(ケアマネジメント)の確立 ○ 自立支援を指向する在宅サービスの評価 ○ 施設サービスの質の向上と適正化	▲2.3%
平成17年10月改定	○ 居住費(滞在費)に関連する介護報酬の見直し ○ 食費に関連する介護報酬の見直し ○ 居住費(滞在費)及び食費に関連する運営基準等の見直し	
平成18年度改定	○ 中重度者への支援強化 ○ 介護予防、リハビリテーションの推進 ○ 地域包括ケア、認知症ケアの確立 ○ サービスの質の向上 ○ 医療と介護の機能分担・連携の明確化	▲0.5%[▲2.4%] ※[ ]は平成17年10月改定分を含む。
平成21年度改定	○ 介護従事者の人材確保・処遇改善 ○ 医療との連携や認知症ケアの充実 ○ 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証	3.0%
平成24年度改定	○ 在宅サービスの充実と施設の重点化 ○ 自立支援型サービスの強化と重点化 ○ 医療と介護の連携・機能分担 ○ 介護人材の確保とサービスの質の評価(交付金を報酬に組み込む)	1.2%
平成26年度改定	○ 消費税の引き上げ(8%)への対応 ・ 基本単位数等の引上げ ・ 区分支給限度基準額の引上げ	0.63%
平成27年度改定	○ 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化 ○ 介護人材確保対策の推進(1.2万円相当) ○ サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築	▲2.27%
平成29年度改定	○ 介護人材の処遇改善(1万円相当)	1.14%
平成30年度改定	○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現 ○ 多様な人材の確保と生産性の向上 ○ 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保	0.54%
令和元年10月改定	○ 介護人材の処遇改善 ○ 消費税の引上げ(10%)への対応 ・ 基本単位数等の引上げ・区分支給限度基準額や補足給付に係る基準費用額の引上げ	2.13% { 処遇改善 1.67% 消費税対応 0.39% } 補足給付 0.06%
令和3年度改定	○ 感染症や災害への対応力強化 ○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止の取組の推進 ○ 介護人材の確保・介護現場の革新 ○ 制度の安定性・持続可能性の確保	0.70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%(令和3年9月末まで)

### 3 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について

#### 1 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の計画書等の提出について

令和3年度の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合の介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）及び介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書等の提出期限に関する岡山市の取扱いは、次の通りです。

##### (1) 体制届

###### ア 提出期限

令和3年4月15日（木）（入所型サービス以外）

令和3年4月15日（木）（入所型サービス※）

※入所型サービスには、介護保険施設のほか、短期入所、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設を含みます。

###### イ 提出を要する事業者

- i 今年度から新たに当該加算を算定
- ii 前年度と異なる加算区分を算定
- iii 今年度から加算算定を中止

##### (2) 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書

###### ア 提出期限

令和3年4月15日（木）

###### イ 提出を要する事業者

当該加算を算定する全ての事業者

###### ウ 提出書類

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書

※令和2年度から介護職員処遇改善計画書と介護職員等特定処遇改善計画書の様式が統合されています。なお、就業規則・給与規程・労働保険関係書類等の添付書類の提出は不要です。

#### 2 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について

(1) 令和2年度に当該加算を算定している事業者は、令和3年7月31日（土）までに、実績報告書を提出すること。

(2) 記入例を参考にして作成すること。



(3) 別紙様式3-1の2①「令和2年度分の加算の総額」には、令和2年4月～令和3年3月サービス提供分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入する。

また、国保連における令和2年5月から令和3年4月審査分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入することになるので、令和3年3月サービス提供分の月遅れ請求分は含まない。逆に、令和2年3月サービス提供分の月遅れ請求分は含めることになる。

<国保連から通知されている金額を足し上げること。> ※1※2

(4) 実績報告で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回った場合、加算の算定要件を満たしていないため、全額返還となる。（差額の返還ではない。）

また、実績報告を提出しない場合も全額返還となるので、必ず期限までに提出すること。

(5) 仮に現時点で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回っている場合は、一時金や賞与として追加支給すること。

※1 国保連から通知されている金額には、保険給付分の利用者負担額は含まれているが、区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額は含まれていないため、区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額を利用者から徴収している場合は、その金額を合算すること。

※2 総合事業の処遇改善加算を算定している場合は、岡山市の通知の金額も足して記入すること。

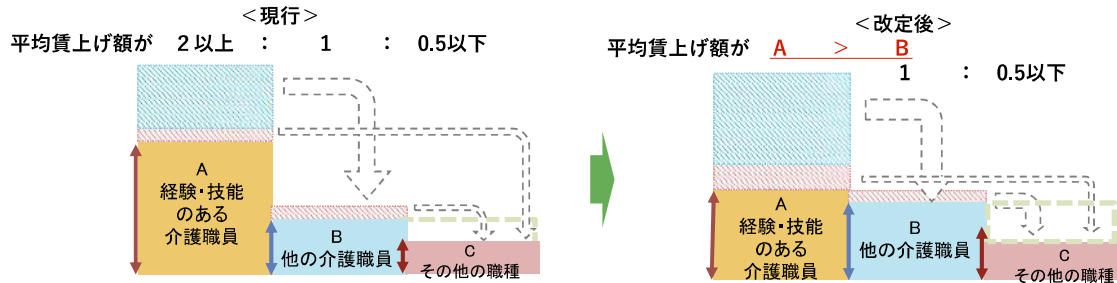
## 4. (1) 介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進 (その1)

### 特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールを柔軟化による取得促進

- 特定処遇改善加算について、制度の趣旨は維持しつつより活用しやすい仕組みとする観点から、平均の賃金改善額の配分ルールにおける「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」について、「より高くすること」と見直す。【告示改正】

### 特定処遇改善加算の対象サービス

- リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、見直しを行う。



### 職員の離職防止・定着に資する取組の推進

- 処遇改善加算や特定処遇改善加算の職場環境等要件について、職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点からの見直しを行う。【告示改正、通知改正】

### 処遇改善加算・特定処遇改善加算の対象サービス

- 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。【通知改正】
  - ・ 職員の新規採用や定着促進に資する取組
  - ・ 職員のキャリアアップに資する取組
  - ・ 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
  - ・ 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
  - ・ 生産性の向上につながる取組
  - ・ 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求める。【告示改正】

## 5. (1) 評価の適正化・重点化 (その4)

### 介護職員処遇改善加算 (IV) (V) の廃止

- 介護職員処遇改善加算 (IV) 及び (V) について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。【告示改正】  
(※令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設ける)

### 処遇改善加算の対象サービス

処遇改善加算の区分	取得要件				
	加算 (I) 月額3.7万円相当	加算 (II) 月額2.7万円相当	加算 (III) 月額1.5万円相当	加算 (IV) 加算 (III) × 0.9	加算 (V) 加算 (III) × 0.8
取得要件	①+②+③	①+②	① or ②	① or ②	いずれも満たさない
取得率	79.5%	7.2%	5.4%	0.2%	0.3%

※H29年度 +1万円相当、H27年度 +1.2万円相当

※キャリアパス要件

- ＜キャリアパス要件＞ ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。
- ① 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
  - ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
  - ③ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
- ＜職場環境等要件＞
- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

令和元年度における施設従事者等による虐待の状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律及び児童福祉法に基づき、令和元年度における施設従事者等による虐待の状況等について、次のとおり公表する。

1 障害者福祉施設

県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実確認件数 2件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	男性(1人)	男性(1人)
	年齢階級	55～59歳	45～49歳
	障害種別	知的障害	身体障害
虐待の類型		身体的虐待	身体的虐待
施設等の種別		生活介護	施設入所支援
虐待を行った従事者等の職種		生活支援員(1人)	生活支援員(1人)
虐待に対して採った措置		再発防止に向けた職員の研修の実施等を指導	再発防止に向けた職員の研修の実施等を指導

(参考) 令和元年度 障害者虐待の通報・届出とその確認の状況 (単位：件)

		障害者福祉施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報・届出件数		29	82	111	
うち障害者虐待		2	36	38	
区 分 別 内 訳	身体的虐待	2	16	18	
	性的虐待	0	1	1	
	心理的虐待	0	18	18	
	放棄・放置	0	15	15	
	経済的虐待	0	15	15	

※区分別内訳には重複がある。

## 2 養介護施設

県内の養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実確認件数 10件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	男性(1人)	女性(1人)	女性(1人)	男性(1人)	女性(1人)
	年齢階級	65歳未満	95～99歳	85～89歳	75～79歳	85～89歳
	要介護状態	要介護3	要介護4	要介護3	要介護1	要介護3
虐待の類型	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
施設等の種別	介護老人保健施設	特別養護老人ホーム	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護	
虐待を行った従事者等の職種	看護職員(1人)	介護職員(3人)	介護職員(1人)	介護職員(1人)	介護職員(1人)	
虐待に対して採った措置	再発防止に向けた職員の研修の実施等を指導	再発防止に向けた職員の研修の実施等を指導	再発防止に向けた職員の研修の実施や適切な記録の作成等を指導	利用者ごとの適切な処遇や発生時の速やかな対応の徹底を指導	身体拘束は緊なきと 急やむを得ない場合を除き 行わないことを指導	

被虐待者の状況	性別	男性(1人)	女性(1人)	男性(3人) 女性(10人)	女性(1人)	女性(1人)
	年齢階級	75～79歳	85～89歳	65～69歳(1人) 70～74歳(1人) 75～79歳(2人) 85～89歳(3人) 90～94歳(4人) 95～99歳(2人)	90～94歳	80～84歳
	要介護状態	要介護1	要介護1	要介護3(4人) 要介護4(7人) 要介護5(2人)	要介護4	要介護4
虐待の類型	心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	心理的虐待	
施設等の種別	介護付有料老人ホーム	認知症対応型共同生活介護	特別養護老人ホーム	短期入所生活介護	認知症対応型共同生活介護	
虐待を行った従事者等の職種	介護職員(1人)	介護職員(1人)	介護職員(22人)	介護職員(1人)	介護職員(1人)	
虐待に対して採った措置	再発防止に向けた職員の研修の実施等を指導	再発防止に向けた職員の研修の実施等を指導	・介護保険法に基づく処分に基いた場 ・入所者の立場に立ったサービス提供等を勧告	再発防止に向けた職員の研修の実施等を指導	再発防止に向けた職員の研修の実施等を指導	

(参考) 令和元年度 高齢者虐待の通報・届出とその確認の状況

(単位：件)

		養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報・届出件数		37	513	550	
うち高齢者虐待		10	271	281	
区 分 別 内 訳	身体的虐待	8	185	193	
	放棄・放任	0	63	63	
	心理的虐待	5	110	115	
	性的虐待	0	2	2	
	経済的虐待	0	61	61	

※区分別内訳には重複がある。

### 3 社会的養護関係施設等

県所管の社会的養護関係施設等の従事者等による被措置児童等虐待の事実確認件数  
0件